警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第六十六条の二」の下に「、第六十六条の二十八」を加え、「並びに第百五十六条の二十四第二項から第四項まで」を「、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十」に、「第二百五条の二第一号」を「第二百五条の二の三第一号」に、「及び第六十六条の五第一項」を「、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第百五十六条の五十五第一項」に改め、同条第三十六号中「第六十一条第一号」の下に「、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十七号中「第四十七条の三第一項第一号」に、「第四十八条第一号の三」を「第四十八条第一項第一号の三」に、「若しくは第五号の三」を「、第五号の三若しくは第九号の八」に、「又は第五十条第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号」を「、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第四十二号中「まで」の下に「、第三百十六条の三第一号」を加え、「又は第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」を「、第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第五十一号中「若しくは第二十六号」を「、第二十六号若しくは第三十一号」に、「若しくは第十一号」を「、第十一号若しくは第十四号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号中「第六十六条の二」の下に「、第六十六条の二十八」を加え、「並びに第百五十六条の二十四第二項から第四項まで」を「、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十」に、「第二百五条の二の三第一号」を「第二百五条の二の三第一号又は第二百五条の二の四第一号」に、「及び第六十六条の五第一項」を「、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第百五十六条の五十五第一項」に改め、同条第三十六号中「第六十一条第一号」の下に「、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十七号中「第四十七条の三第一項第一号」を「第四十八条第一号の三」に、「若しくは第五号の三」を「、第五号の三若しくは第九号の八」に、「又は第五十条第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号」を「、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第四十二号中「まで」の下に「、第三百十六条の三第一号」を加え、「又は第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」を「、第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第五十一号中「若しくは第二十六号」を「、第二十六号若しくは第三十一号」に、「若しくは第十一号」を「、第十一号若しくは第十四号」に改める。

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第六十六条の二」の下に「、第六十六条の二十八」を加え、「並びに第百五十六条の二十四第二項から第四項まで」を「、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十」に、「第二百五条の二第一号」を「第二百五条の二の三第一号」に、「及び第六十六条の五第一項」を「、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第百五十六条の五十五第一項」に改め、同条第三十六号中「第六十一条第一号」の下に「、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十七号中「第四十七条の三第一項第一号」を「第四十八条第一号の三」に、「若しくは第五号の三」を「、第五号の三若しくは第九号の八」に、「又は第五十条第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号」を「、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第四十二号中「まで」の下に「、第三百十六条の三第一号」を加え、「又は第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」を「、第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第五十一号中「若しくは第二十六号」を「、第二十六号若しくは第三十一号」に、「若しくは第十一号」を「、第十一号若しくは第十四号」に改める。

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八号中「第六十六条の二」の下に「、第六十六条の二十八」を加え、「並びに第百五十六条の二十四第二項から第四項まで」を「、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十」に、「第二百五条の二の三第一号」を「第二百五条の二の四第一号」に、「及び第六十六条の五第一項」を「、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第百五十六条の五十五第一項」に改め、同条第三十六号中「第六十一条第一号」の下に「、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十七号中「第四十七条の三第一項第一号」を「第四十八条第一号の三」に、「若しくは第五号の三」を「、第五号の三若しくは第九号の八」に、「又は第五十条第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号」を「、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第四十二号中「まで」の下に「、第三百十六条の三第一号」を加え、「又は第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」を「、第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第五十一号中「若しくは第二十六号」を「、第二十六号若しくは第三十一号」に、「若しくは第十一号」を「、第十一号若しくは第十四号」に改める。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第六十六条の二」の下に「、第六十六条の二十八」を加え、「並びに第百五十六条の二十四第二項から第四項まで」を「、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十」に、「第二百五条の二の三第一号」を「第二百五条の二の四第一号」に、「及び第六十六条の五第一項」を「、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項及び第百五十六条の五十五第一項」に改め、同条第三十六号中「第六十一条第一号」の下に「、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十七号中「第四十七条の三第一項第一号」を「第四十八条第一号の三」に、「若しくは第五号の三」を「、第五号の三若しくは第九号の八」に、「又は第五十条第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号」を「、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第四十二号中「まで」の下に「、第三百十六条の三第一号」を加え、「又は第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」を「、第三百十九条第十号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第五十一号中「若しくは第二十六号」を「、第二十六号若しくは第三十一号」に、「若しくは第十一号」を「、第十一号若しくは第十四号」に改める。

第六条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第六十六条の二」の下に「、第六十六条の二十八」を加え、「並びに第百五十六条の二十四第二項から第四項まで」を「、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十」に、「第二百五条